

令和7年広審第10号

裁 決

遊漁船A遊漁船B衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官江頭英夫出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人bの小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人aを戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の日時時刻及び場所

令和5年8月19日23時43分

鳥取県鳥取港

2 船舶の要目

船 種 船 名 遊漁船A

遊漁船B

総 ト ン 数	9.1 トン	4.8 トン
登 録 長	15.54メートル	11.50メートル
機関の種類	ディーゼル機関	ディーゼル機関
出 力	462キロワット	235キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央部に操舵室を配し、同室の中央に舵輪、舵輪の右舷側にGPSプロッター、舵輪の左舷側に機関操縦レバー及びレーダーをそれぞれ備え、a受審人が1人で乗り組み、釣り客11人を乗せ、遊漁の目的で、船首0.5メートル船尾1.0メートルの喫水をもって、令和5年8月19日16時30分鳥取港千代岸壁の係留地を発し、同港北西方沖合の釣り場に向かった。

ところで、鳥取港は、鳥取県東部の千代川河口に位置し、北側には東西に延びる第1防波堤が設けられ、港内には千代岸壁と賀露岸壁との間に幅約100メートルの港口が形成されていた。

a受審人は、17時00分前示の釣り場に到着して釣りを行わせ、23時15分同釣り場を発進して帰途に就いた。

a受審人は、航行中の動力船を示す法定灯火を表示し、舵輪後方の操縦席に腰を掛けた姿勢で操縦に当たり、レーダー及びGPSプロッターをそれぞれ作動させて係留地に向けて南下し、23時40分半僅か前鳥取港灯台から036度（真方位、以下同じ。）370メートルの地点で、針路を183度に定め、9.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

a受審人は、23時41分半鳥取港灯台から089度200メートルの地点に達したとき、右舷船尾18度200メートルのところに、Bの白、紅2灯を視認することができ、その後同船が自船を追い越し衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、程なく狭い港口

に至るので自船を追い越す他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかったので、このことに気付かなかった。

a 受審人は、23時42分僅か過ぎ鳥取港灯台から133度260メートルの地点に至り、針路を狭い港口の中央に向く155度に転じて続航した。

こうして、a 受審人は、Bに対して警告信号を行うことも、間近に接近しても衝突を避けるための協力動作をとることもなく進行し、23時43分僅か前右舷至近にBを認め、機関を中立運転として左舵をとったものの、効なく、23時43分鳥取港灯台から143度480メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、その右舷船首部がBの左舷船尾部に後方から30度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力2の南南東風が吹き、潮候は上げ潮の初期にあたり、視界は良好であった。

また、Bは、船体中央部に操舵室を配し、同室の中央に舵輪、舵輪の前方にGPSプロッター、舵輪の右舷側に機関操縦レバー及びレーダーをそれぞれ備え、b 受審人が1人で乗り組み、釣り客12人を乗せ、遊漁の目的で、船首0.3メートル船尾1.0メートルの喫水をもって、16時00分鳥取港賀露岸壁の係留地を発し、同港北西方沖合の釣り場に向かった。

b 受審人は、16時30分前示の釣り場に到着して釣りを行わせ、23時15分同釣り場を発進して帰途に就いた。

b 受審人は、航行中の動力船を示す法定灯火を表示し、舵輪後方の操縦席に腰を掛けた姿勢で操縦に当たり、レーダー及びGPSプロッターをそれぞれ作動させて第1防波堤に沿って東行し、23時41分僅か過ぎ右舷船首方約300メートルのところにAの白1灯を初認したのち係留地に向けて南下し、23時41分半少し前鳥取港灯台から

026度340メートルの地点で、針路を179度に定め、14.0ノットの速力で、手動操舵によって進行した。

b受審人は、23時41分半鳥取港灯台から037度250メートルの地点に達したとき、Aが左舷船首14度200メートルのところとなり、その後同船を追い越し衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、Aを追い越したのち狭い港口で再び同船に接近することはないものと思い、Aに対する動静監視を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

b受審人は、23時42分半僅か過ぎ鳥取港灯台から151度340メートルの地点に至り、針路を狭い港口の中央に向く125度に転じ、Aを確実に追い越し、かつ、同船から十分に遠ざかるまでその進路を避けることなく続航し、Bは、原針路及び原速力のまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、右舷船首部外板に擦過傷を、Bは、左舷船尾部手すりに曲損等をそれぞれ生じたが、のちいずれも修理された。

(航法の適用)

本件は、夜間、港則法が適用される鳥取港において、ともに南下中のAとBとが衝突したもので、同法には、本件に適用できる航法規定がないことから、一般法である海上衝突予防法が適用されることとなる。

本件時、両船は、互いに視野の内にあり、BがAの正横後22度30分を超える後方の位置から同船を追い越す態勢で接近して衝突したもので、Bが避航義務を、Aが針路及び速力の保持並びに警告信号及び協力動作履行の各義務を果たすのに十分な時間的、距離的余裕があったものと認められることから、本件は、海上衝突予防法第13条に規定する追越し船の航法によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、夜間、鳥取港において、南下中のAを追い越すBが、動静監視不十分で、Aを確実に追い越し、かつ、同船から十分に遠ざかるまでAの進路を避けなかったことによって発生したが、Aが、見張り不十分で、警告信号を行わず、衝突を避けるための協力動作をとらなかったことも一因をなすものである。

b 受審人は、夜間、鳥取港において、係留地に向けて南下中、左舷船首方に自船とほぼ同じ針路で航行しているAを認めた場合、衝突のおそれの有無を判断できるよう、同船に対する動静監視を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、Aを追い越したのち狭い港口で再び同船に接近することはないものと思い、Aに対する動静監視を十分に行わなかった職務上の過失により、同船を追い越し衝突のおそれがある態勢で接近する状況に気付かず、Aを確実に追い越し、かつ、同船から十分に遠ざかるまでAの進路を避けることなく進行して衝突を招き、A及びB両船にそれぞれ損傷を生じさせるに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

a 受審人は、夜間、鳥取港において、係留地に向けて南下する場合、接近する他船を見落とさないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、程なく狭い港口に至るので自船を追い越す他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、Bが自船を追い越し、衝突のおそれがある態勢で接近することに気付かず、警告信号を行うことも、衝突を避けるための協力動作をとることもなく進行して衝突を招き、A及びB両船にそれぞれ損傷を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、
同法第 4 条第 1 項第 3 号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 7 年 8 月 2 7 日

広島地方海難審判所

審判官 井 手 則 義